

政府税制調査会（第7回総会 平成26年5月9日）

「働き方の選択に対して中立的な税制等について

外部有識者からのヒアリング」資料

平成26年10月6日（月）

財 務 省

平 26.5.9
総 7 - 1

税制調査会資料

〔労働市場の構造変化と税制改革への含意〕

平成 26 年 5 月 9 日 (金)

日本総合研究所 調査部 山田 久

<雇用システムの把握に求められる複眼性>

雇用とは、企業からみれば「**事業の派生需要**」であり、個人からみれば「**生活の糧**」。
→雇用システムの構造は産業・経済の構造と生活保障の在り方の両面によって規定される。
このため、雇用システムを機能させるには「**効率と公平の両立**」「**競争と保障の両立**」が求められる。

<日本型雇用システムの特徴と現状認識>

「**正社員＝高度に整備された職能システム（就社型システム）**」／**非正規労働者＝未整備な職務システム**」の二重構造が日本型雇用システムの特徴。それが時代環境の変化に対応できなくなってきたことで様々な問題が発生し、その見直しに向けた試行錯誤が行われている。

(図表1) 日本型雇用システムの二重構造

【正社員＝高度に整備された職能システム（就社型システム）】

- 男性・現役世代
- 長期継続雇用（無期雇用）
- 年功・能力賃金（昇進・昇給あり）
- 仕事内容・労働時間・勤務地が選べない

【非正規労働者＝未整備な職務システム】

- 女性パート・高齢者再雇用者・若者アルバイト
- 有期雇用
- 職務・能率給（昇進・昇給なし）
- 仕事内容・労働時間・勤務地が決められる

「男性は仕事・女性は家事」を基本とした家族モデルを想定

<80年代まで（機能していたメカニズム）>

【産業・経済システム】

輸出型製造業（機械製造業）がリーディング産業→パターンセッター方式の春闘を通じた賃金底上げ→賃上げ・規制によるサービス価格引き上げで非製造業は利潤を確保

↓↑
長期継続雇用・年功賃金を特徴とする職能型正社員（**無限定正社員**＜仕事・勤務地・労働時間が選べない＞）を中核に位置づける雇用システムが産業・経済システムと相互補完的。

【生活保障システム】

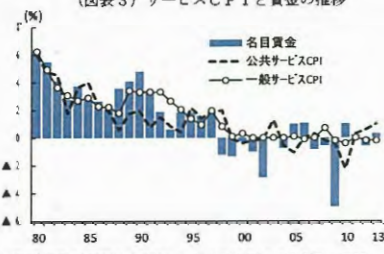
家族モデルでは夫片働きモデルが標準／人口動態では人口増・相対的に低い高齢比率

↓↑
長期継続雇用・年功賃金の職能型正社員により世帯主（現役男性）の生活を安定させ、非世帯主（女性・高齢者）は非正規として雇用し、**世帯主雇用安定化のための調整弁**と位置づけ。職能型正社員の長時間労働が雇用調整のバッファーになっていた面も（夫片働き家族モデルゆえに可能）。

(図表2) 機械製造業GDPの推移



(図表3) サービスCPIと賃金の推移



<90年代以降の変化（機能しなくなったメカニズム）>

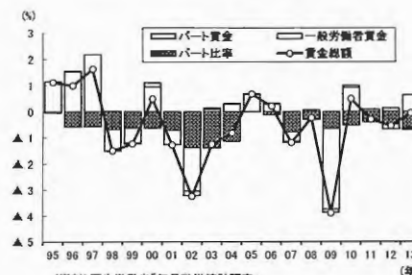
【産業・経済システム】

輸出型製造業の競争力の相対的低下→春闘の機能不全化による賃金低迷・内外価格差は正のための公共料金抑制→サービス価格引き下げで非製造業の利潤が圧縮

↓
職能型正社員の雇用を維持するために、**非正規雇用比率を引き上げる**ことによるコスト削減で対応⇒事業再編・事業革新の遅れ→**生産性低迷**

↓↑
賃金低迷

(図表4) 平均賃金の変動要因分解



(図表5) 名目GDP、雇用者報酬、経常利益の推移



＜税制改革への含意＞

◇総論としては、社会保障・税制一体で、「就労促進的」かつ「労働移動・就業形態中立的」かつ「**家族モデル中立的**」な制度を構築する必要。

◇税制としては人的・経費的所得控除を縮小し、社会保障給付との整合性をとりながら機能を明確にした所得控除・税額控除として再構築するのが基本的方向性。

- ・ 女性・シニアの能力発揮⇒就労促進型の税制…年金税制の在り方(現役世代との最低保証額の公平性)、配偶者控除の在り方(子育て支援的な給付・税制支援の拡充とセットで縮小・廃止の方向。ただし、保育インフラ整備・男女賃金格差是正が条件)
- ・ 就業形態間の移動・副業化⇒所得捕捉の一元化…マイナンバー制
- ・ 雇用の流動性⇒労働移動を阻害しない税制…退職金税制、個人型確定拠出年金の税制支援
- ・ 労働の二極化⇒所得再配分機能の強化…給付つき税額控除、所得控除制度見直し
- ・ 勤労期間長期化⇒人的投資促進型の税制…自己啓発減税
- ・ 賃金カーブフラット化⇒基礎的生活コスト低減の税制…中古住宅整備のインセンティブ(住宅ローン減税の見直し)

$$\begin{pmatrix} \text{平} & 2.6 & 5.9 \\ \text{総} & 7 & -2 \end{pmatrix}$$

税制調査会資料 〔少子高齢化と所得格差の変容〕

一世帯構造とライフコースの変化に着目してー

平成 26 年 5 月 9 日 (金)

東京大学人文社会系研究科 白波瀬佐和子

働き方の選択に中立的な制度(税制)を構築するために

- 働き方には、ジェンダー差や配偶関係、さらにはファミリーステージ(末子年齢)によって大きな違いがある。
- 働き方の選択には、就学、結婚、子育て、介護といった要因が関与しており、選択自体が外的な諸制度、環境に左右される。さらに、働き方の違いは、賃金の違いや昇進機会の違い、さらには生活保障の程度とも密接に関連する。



- その事実に変化が認められない今、働き方の選択は決して「中立的」とはいえない。
- 早急に検討すべきは、多様な選択を可能とする中立的な制度の構築に向けて、中立的でないいまの選択環境のどこに早急な修正を加えるべきか、ということ。

議論の流れ

I. 少子高齢化で代表される人口構造の変容

1990年代以降、所得格差は高齢化と関連させて議論されてきた。

II. 少子化のメカニズム

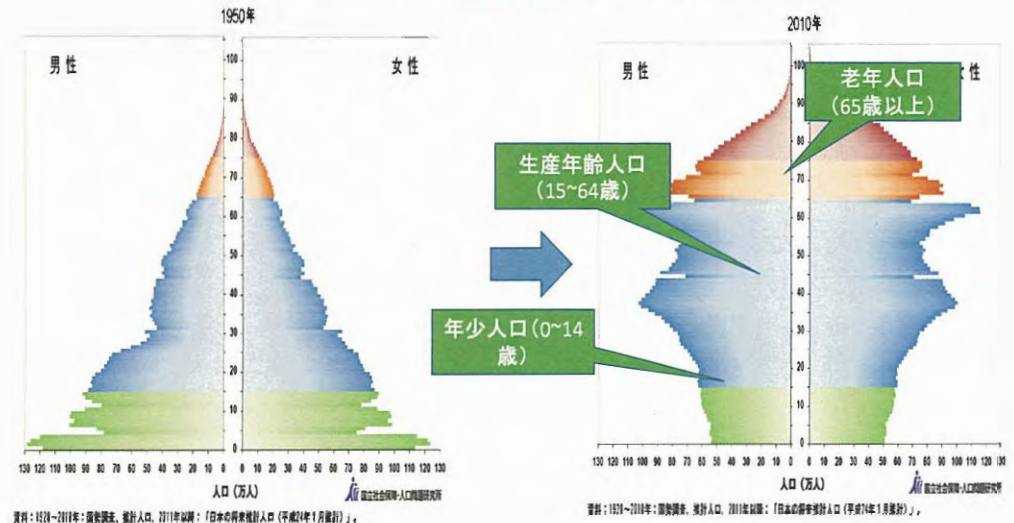
人口の高齢化は、少子化(死亡率を一定として、合計特殊出生率が人口置換水準(2.07)に達しない状況が継続すること)に起因するところが多い。また、少子化のメカニズムは、生涯に生む子ども数の減少(カンタム効果)と出産タイミングの遅れ(テンポ効果/タイミング効果)からなる。

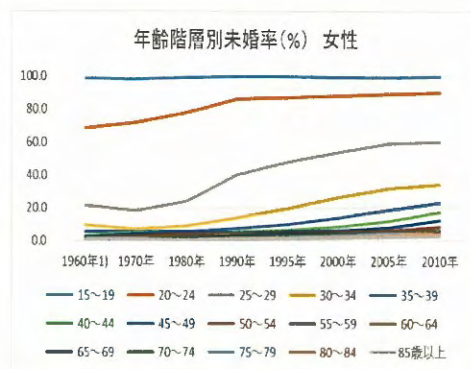
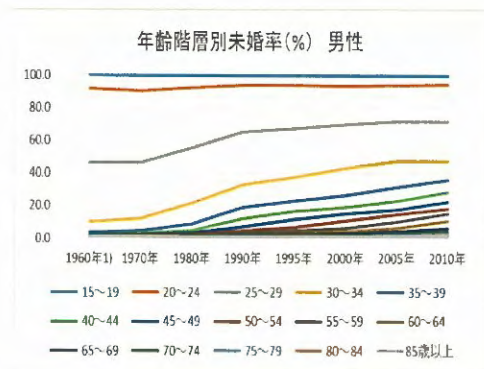
III. 所得の再分配

高齢層に偏る所得再分配構造

人口構造の変化

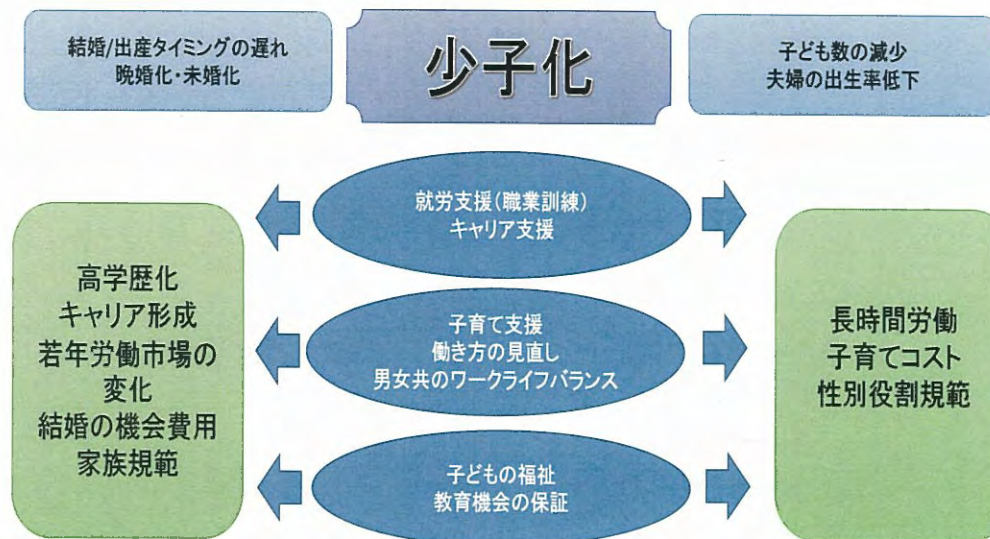
<http://www.ipss.go.jp/> 2014年5月7日アクセス



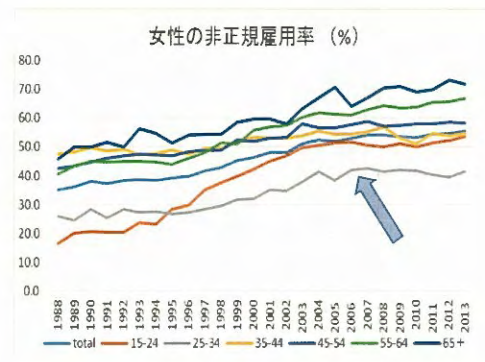
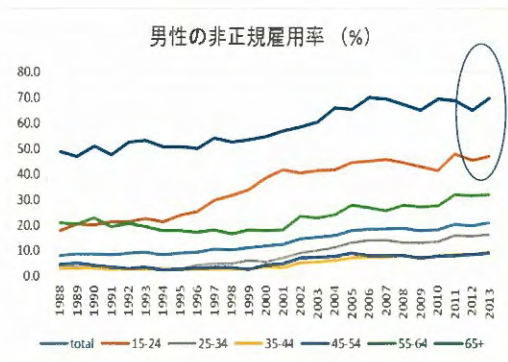


出所) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 2014年」
(<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/Popular/Popular2014.asp?chap=0>, 2014年5月6日アクセス)

5

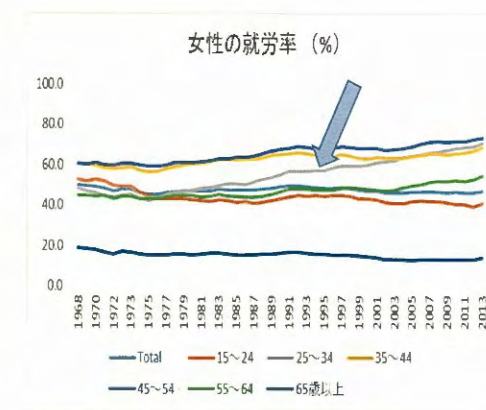
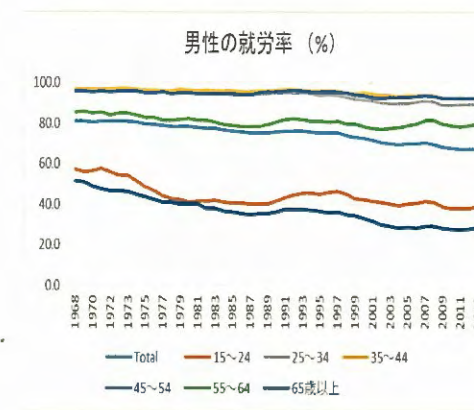


6



出所) 労働力調査 長期時系列表9より作成 (<http://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.htm>, 2014年5月6日アクセス)

7



出所) 労働力調査 長期時系列表3より作成 (<http://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.htm>, 2014年5月6日アクセス)

8

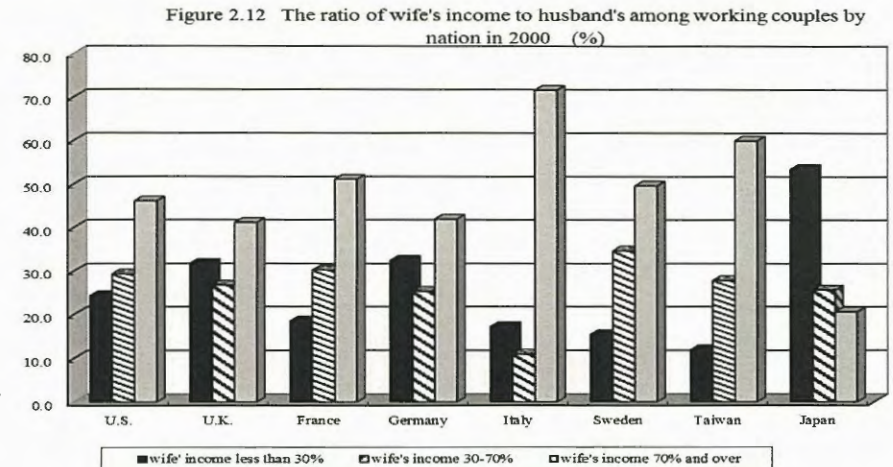
ジェンダーによって大きく異なる働き方

- 女性の高学歴化が進行しても、女性の継続就労を促し、労働市場における男女格差の縮小を実現できなかった背景



共働き夫婦における妻の収入比は3割以下が過半数 既婚女性の多くは低賃金のパートタイム労働者

出所) Shirahase, Sawako. *Social Inequality in Japan* (2013, Routledge)



9

10

図 年齢階層別 所得格差と暮らし向き意識



注) 暮らし向きスコア: 1 (大変苦しい) ~ 5 (ゆとりがある)

出典) 「富の蓄積と移転 ―過小評価されてきた社会的不平等―」(2013年10月13日、日本社会学会報告)

日本の所得格差における特徴点

- 日本の1980年半ば以降の所得格差の拡大は、人口高齢化と密接に関係している。

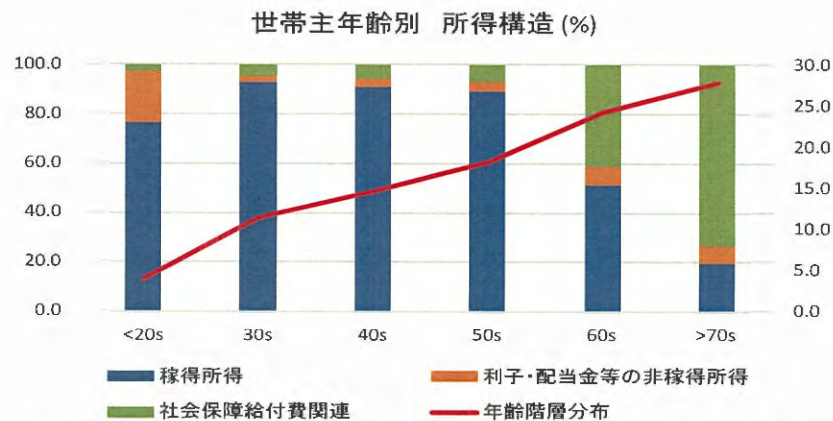
- なぜ、高齢層内の経済格差が大きいのか？

- ・高齢者の働き方
- ・高齢世帯の収入構造
- ・高齢者の生活状況(だれと暮らすか)
- ・大きなジェンダー格差(高齢女性の一人暮らし)

11

12

若年層は私的移転(仕送り)、高齢層は社会的移転によって支えられる。



出所: 国民生活基礎調査 (2010) 『国民生活基礎調査 基礎集計結果』(白波瀬・竹内 2013)より

13

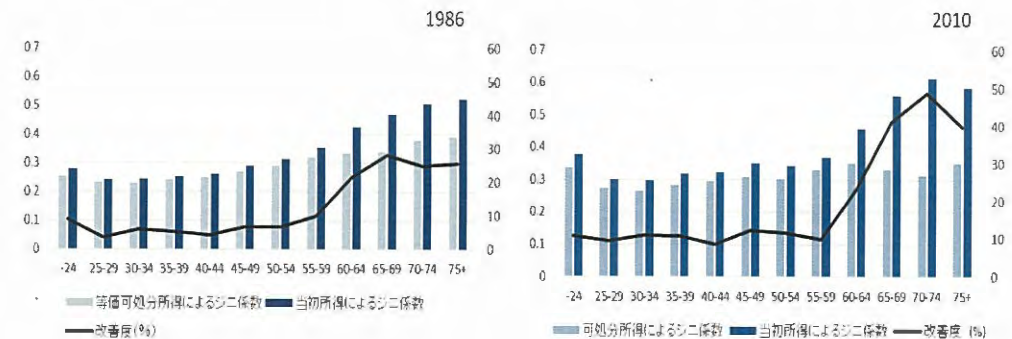
1986年と2010年を比較して、高齢層におけるジニ係数改善度は大きく改善されているが、その背景に高齢層の世帯構造が大きく変化したことも忘れてはならない。事実、1980年代半ば、多くの高齢者は三世代世帯において基本的生活保障を享受していた。

得によるジニ)

2013)より

注)ジニ係数改善度 = (1 - (可処分所得によるジニ) / (当初所得によるジニ))

出所)『国民生活基礎調査 基礎集計結果』(白波瀬・竹内



14

世代間格差(少子高齢化)と世代内格差

- ・ 高齢層に偏重してきた社会的移転 (社会保障制度)
- ・ 若年層を主に支えてきたのは私的移転 (家族支援)



- ・ 社会的移転を若年層にも提供
- ・ 高齢層内の大きな格差に対応した世代内移転の実施
- ・ ただ、高齢層から若年層へと社会的移転を単純にシフトすることは注意すべき。高齢層は格差が大きい年齢層であるので、一律の負担増、給付減額は、高齢層内格差を拡大させる危険を伴う。

15

税制調査会資料 〔働き方に中立的な税制について〕

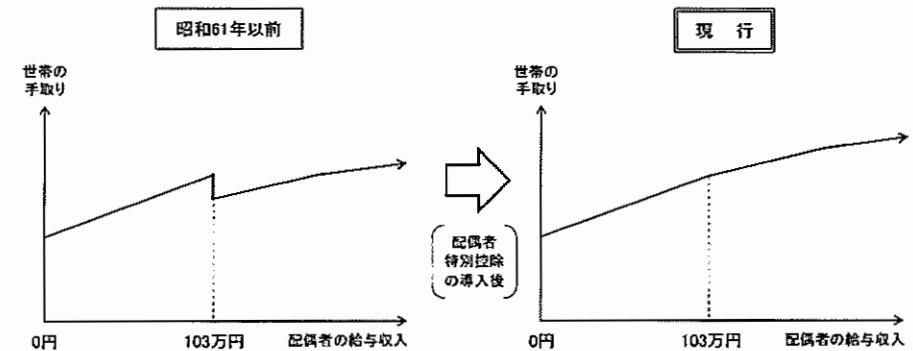
平成 26 年 5 月 9 日 (金)
横浜国立大学 近藤絢子

本日のプレゼンの論点

- 配偶者控除と既婚女性の労働供給
 - 「103万円の壁」
 - 「130万円の壁」
- 日本の所得税率は国際的にみて低い
 - 特に「中の上」の世帯の税率が低い
- 社会保険制度の内包する逆進性
 - 被用者保険と国民年金／国民健康保険の差
 - 失業給付金のもらえない失業者が増えている

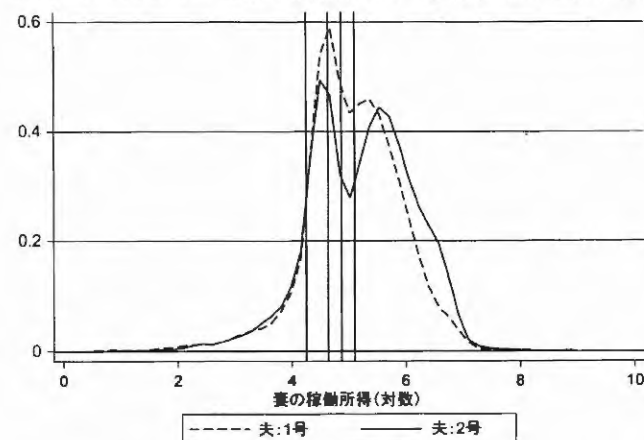
配偶者控除と既婚女性の労働供給

- 「103万円の壁」
 - 配偶者特別控除の導入で手取りの逆転現象はなくなったが、103万円以下に就労調整する傾向は依然としてみられる
 - 世帯単位の控除額が最大になるのは確かに103万円
 - 世帯単位の控除額を一定とするように制度を変えようとするのか？
- 「130万円の壁」
 - 税制ではなく社会保険制度によるもの
 - これがなくならないかぎり、税制をいくら変えても就労調整はなくなるのでは？



手取りの逆転現象は30年近く前に解消されている

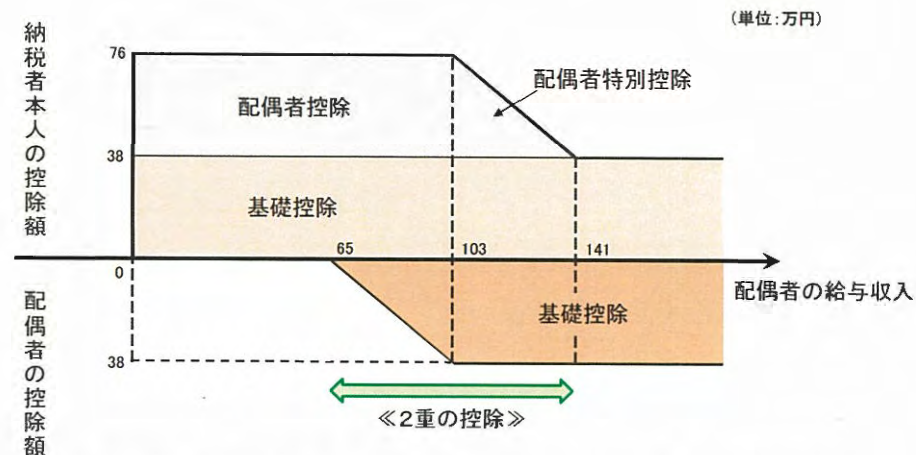
しかし、手取りの逆転現象が解消したのちも、依然として103万円以下に就労調整する傾向がみられる



注) 図の縦線は、左から90万円、103万円、130万円、163万円に相当する。対象サンプルは、夫が1号か2号の妻で、稼働所得があり、現在就業している6,351人(1号の妻1,543人、2号の妻4,808人)。

図3 妻の年収分布(カーネル推定量) 大石(2003)より
データは平成10年度国民生活基礎調査

世帯で見た各控除の関係



世帯全体の控除額は103万円のところで最大になっている

世帯単位の控除額を一定とするように制度を変えると？

- つまり、妻の収入が103万を超えたらではなく、少しでも収入を得たら夫の配偶者控除が減るようにする
- 合理的に考えれば就労調整の意味はなくなる
- ただし、これまでの税制はある意味年収103万円以下の範囲での妻の就労を促進する効果を持っていたので、これをなくすことにより有配偶女性の就業率は下がる恐れがある
 - 就労調整によって103万円未満に抑えていた人の労働供給は増えるので、全体の労働供給は増えるか減るかかわからない
- これまでの就労調整自体が単なる惰性で行われていたとした場合はそれほど変化しない可能性もある。

「130万円の壁」

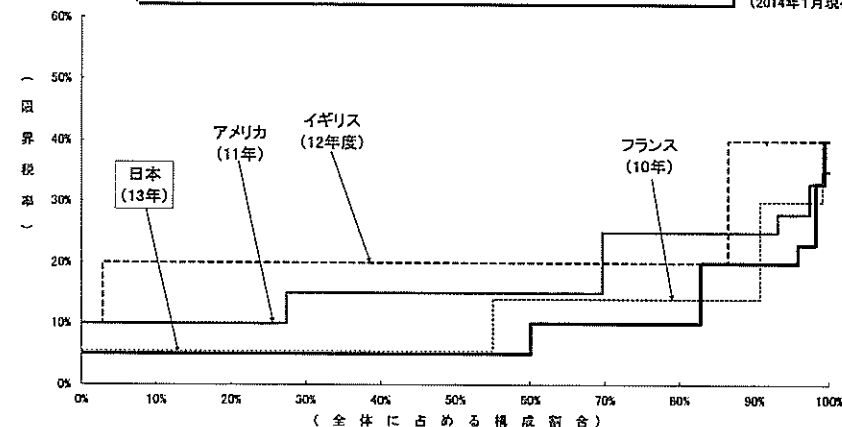
- 税制ではなく社会保険制度によるもの
- 夫が第2号被保険者の場合、妻の収入が130万円までは第3号被保険者となり年金保険料を納めなくてよいが、そこを超えると第1号または第2号被保険者として年金保険料を納めなければならない
 - 第1号になった場合、国民年金保険料は年額183,000円
- 夫の勤め先の家族手当などもこれに連動している場合がある
- これがなくなる限り、壁が103万から130万に動くだけで就労調整はなくなるのでは？

日本の所得税率は国際的にみて低い

- ・ 財政が黒字なら別によいのですが
- ・ 年々累積赤字が拡大しており、消費税が引き上げられたりしている状況を鑑みると、ちょっと低すぎるような気がします
- ・ 特に所得階層の中央値より上のところが低い
- ・ この所得階層にあたるのは、フルタイムの正社員がほとんどであり、労働の価格弾力性は低いので税率を上げても労働供給はほとんど変わらないはず

所得税の限界税率ブラケット別納税者(又は申告書)数割合の国際比較

(2014年1月現在)



限界税率	10%以下	10%超～20%以下	20%超
日本 (13年)	83%	13%	4%
アメリカ (11年)	29%	43%	28%
イギリス (12年度)	3%	84%	14%
フランス (10年)	55%	36%	9%

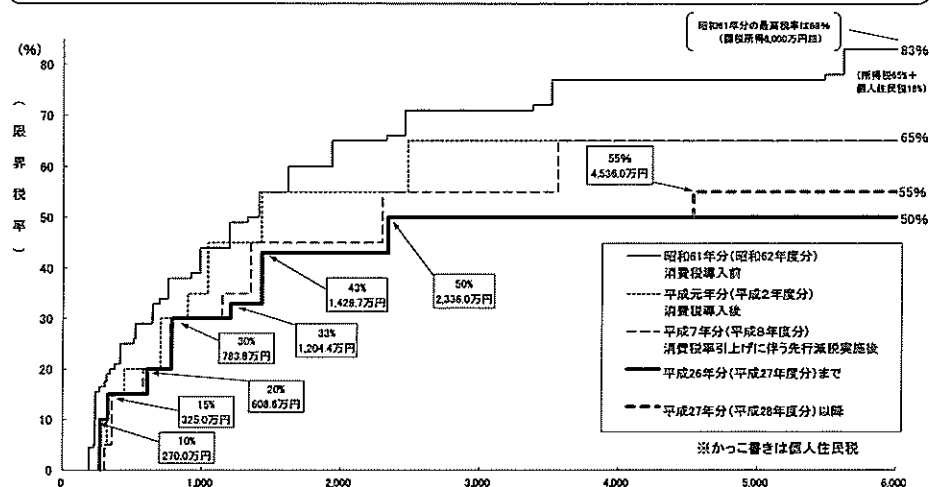
(注) 1. 日本のデータは、平成26年度予算ベース。
 2. 諸外国のデータは各国の税務統計に基づいて作成した(ただし、日本と異なり、一部分層課税に係るものがある)。
 3. アメリカは個人単位と夫婦単位課税の選択制であり、フランスは世帯単位課税であるため、納税者数の割合は推計である。
 このため、ここでは申告者数の割合を掲げている。
 4. ドイツは課税所得に応じて税率が段階的に変化するため、ブラケット別納税者数割合は不明。
 5. 各国の税率構造については、表中の課税期間においては、日本は6段階(5・10・20・25・33・40%)、アメリカは6段階(10・15・25・28・33・35%)、イギリスは3段階(20・40・50%)、フランスは4段階(5・14・30・40%)である。なお、2014年1月現在においては、アメリカは7段階(10・15・25・28・33・35・39.6%)、フランスは5段階(5.5・14・30・41・45%)となっている。

8

9

所得税・個人住民税の限界税率(夫婦2人の給与所得者)

○ 個人所得課税の税率構造については、所得水準の上昇や所得分布の平準化が見られる中で、中堅所得者層の負担累増感を解消する等の観点から、消費税導入時の抜本改革以降、大幅に累進性が緩和されてきた。



(注1) 子のうち1人は特定扶養控除の対象、1人は一般扶養控除の対象であるものとしている。
 (注2) 給与所得控除の上限の引下げ(24年度改正:平成28年分以後の所得税及び平成29年度分以後の個人住民税から適用)は加味していない。

10

社会保険制度の内包する逆進性

- ・ 被用者保険に入れるか否かで大きな差
 - － 具体例: 年収141万円のパートタイマーの年金
 - － 正社員の3/4以上の労働時間であれば非正規でも加入しなければならないことになっているが、守られていない場合もある
- ・ 失業給付金が受け取れない失業者も増えている
- ・ 税制とは直接の関係はないが、所得税を通じた再分配を考えるうえでは考慮すべきことだと思う

11

事例：年収141万円のパートタイマー

- 厚生年金が適用されない場合
 - 年間の国民年金保険料 $15,250 \times 12 = 183,000$
 - もらえる年金額は基礎年金のみ
- 厚生年金が適用される場合(週に5日6時間働けば正社員の労働時間の3/4になるので)
 - 年間の厚生年金保険料は¥113,688
 - 保険料の差額だけで年間約7万円の差
 - さらに、仮にこの条件で6年間働くと、報酬比例部分として基礎年金よりも年¥50,000多くもらえる

「各種制度の適用状況」より抜粋
契約社員ですら7割しか社会保険に加入していない

就業形態	当該就業形態 の労働者が いる事業所	雇用保険	健康保険	厚生年金
平成22年				
正社員	[94.2] 100.0	...	...	...
契約社員	[13.8] 100.0	71.9	70.8	68.6
嘱託社員	[15.3] 100.0	74.6	74.7	71.6
出向社員	[5.5] 100.0	40.4	39.2	37.1
派遣労働者	[9.5] 100.0	...	...	...
臨時的雇用者	[2.4] 100.0	9.5	6.5	6.4
パートタイム労働者	[57.0] 100.0	58.4	39.4	35.8

厚生労働省「平成22年就業形態の多様化に関する総合実態調査の概況：結果の概要」表6より。

12

13

失業給付金が受け取れない失業者の増加

- 酒井(2012)によれば
 - 雇用保険の加入者自体は増えている(条件の緩和による)
 - にもかかわらず、失業者にしめる失業給付金受給者割合は減っている
 - 前職が非正規だった失業者の多くが失業給付金を受け取れていない
- セーフティーネットとしての雇用保険制度には限界がある

参考文献・図表出所

- 出所の記述のない図表は4月14日税制調査会総会における財務省説明資料から転載したものです。
- 大石亜希子(2003)「有配偶女性の労働供給と税制・社会保障制度」季刊社会保障研究
- 酒井正(2012)「失業手当の受給者はなぜ減ったのか」井堀利宏・金子能宏・野口晴子『新たなリスクと社会保障生涯を通じた支援策の構築』東京大学出版会

14

15